

投稿論文

頼るべき人がいない刑務所等出所者の社会への再統合に必要なもの

福島保護観察所 統括保護観察官 三宅仁士

(要約)

頼るべき人がいない刑務所等出所者に対して社会への再統合を促進するには、住居の提供、就労先の確保だけでなく、医療面での支援、衣服等の提供等多くの支援が必要となる。さらに、日常生活での何らかの困難場面において当該者が適切にその問題を解決できるには、当該者が犯罪の誘因となる自らの考え方や行動パターンを理解してそれらを変容するとともに、当該者に助言をする存在も欠かせない。当該者が安定した社会生活を保持するには、多層的かつ多様な指導が必要となる。もちろん、そのような指導と支援をしたとしても、当該者全員が社会へ再統合されるわけではない。再犯に至る者もいる。けれども、前述の指導と支援がなければ、誰も社会へ再統合され得ない。頼るべき人がいない刑務所等出所者のうち、社会復帰の意欲を有する者が必要な指導と支援を受けつつ努力を続け、新たな人間関係を築いてこそ、社会に再統合される。

キーワード：社会的絆、自立的に行動するスキル、更生保護施設退所後の精神的な支え、励み

はじめに

当職は、昭和61年度から平成19年度までの20年間、保護観察所にて地区担当官業務に従事してきたが、平成12年度から同14年度までの3年間、更生保護施設担当官、更生緊急保護対象者担当業務を兼任する機会もあった。そして、平成22年度、統括保護観察官として更生保護施設入所者及び更生緊急保護対象者と関わる機会があった。地区担当官と更生保護施設担当官とで処遇コンセプトが大きく異なるわけではない。ただし、両者の体験を比

較考慮すると、頼るべき人がいない刑務所出所者の社会への再統合について見えてくるものがある。

この小論では、これまでの業務体験等に基づき、刑務所等出所者の社会への再統合に必要なものに関して考察した結果をとりまとめた。

なお、当職は、刑務所等出所者の改善更生は社会への再統合に関する必要条件であり、社会への再統合と改善更生は相互促進するとの考え方を前提としている¹。

1 小長井賀典「更生保護と元犯罪者の社会への再統合」日本犯罪社会学会 編「犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン」現在人文社(2009年)p100

① 改善更生には更生意欲，刑事処分を真摯に受け止める態度が必要となる

『平成21年度版 犯罪白書』は「再犯防止施策の充実」を特集し，窃盗事犯者及び覚せい剤事犯者の改善更生に関する聴取り結果を載せている²。

改善更生には，当該者が犯罪に親和的な自らの考え方や行動パターンを理解し，困難場面での新たな対処方法を身につける必要があるが，その前に，当該者本人の更生意欲，刑事処分を真摯に受け止める態度が不可欠である。実務体験から言えることであるが，安定した社会生活を過ごしている仮釈放者等の多くは，受刑中から改善更生の決意を固めていることが多い。当該者にある種の危機意識，変化への動機づけがないならば，受刑中及び仮釈放後に指導や支援を受けてもそれが役立つものにならないからである。同白書においても，当該者たちが受刑中及び仮釈放中の指導を意味あるものとして前向きに受け止めていた様子が読み取れる。

更生意欲，刑事処分を真摯に受け止める態度を前提とした上で，同白書は，窃盗事犯者の改善更生を促進させる要因(更生要因)として「就職して安定した生活を送ること」「周囲に理解者，協力者がいること」を指摘している。

② 就職して安定した生活を送るならば，窃盗事犯者の改善更生は促進される

同白書が指摘する第1の更生要因は「就職して安定した生活を送ること」である。

当該者が健全な労働観及び価値観を有しており，かつては就労中心の健全な社会生活を継続しており，何らかの理由で生活に困窮した末に窃盗事件を起こしたのであるならば，就労先を確保して社会生活基盤が整えば，次第に再犯を回避して安定した社会生活を保持できるであろう。

しかし，窃盗によって容易に収入を得る経験が続けた者にとっては，就職後，雇用者や同僚から仕事ぶりを評価される体験は貴重である。何故なら，これまで堅実に働く体験が乏しかった者にとって毎日地道に働くことは新たな体験であり，新たな体験には何からの苦痛が伴うからである。また，毎日地道に働くことがキツイと感じれば「もっと楽に金を稼げるはずなのに」「こんな嫌な思いをしてまでこのような仕事をする必要はない」等と考えが浮かぶこともあるからである。

ある種の危機意識を抱き「自分は変わらなければならない」と決意しても，人は決意だけで常に困難場面を乗り越えられるわけではない。人は日常生活で決意が揺らぐことは多々ある。決意はその日の体調，気分さえ左右される。これは誰でも体験していることであろう。達成体験，やり抜いた体験，自信に乏しい者にとっては，なおさらである。

だからこそ，当該者が職場で何らかの努力を示した時，その仕事ぶりを評価され「なかなか頑張るな」「スジがいいな。期待しているぞ」等と声をかけられ，雇用者や先輩から目をかけてもらえた実感できることが大切な体験となる。多少辛くてもこの仕事を続けて

2 法務省法務総合研究所編「平成21年度版 犯罪白書」pp283-285

いこうとの動機付けを高める。ささいなことであるかもしれないが、職場での日常的なそのようなやりとりが重要となる。そのような具体的な体験で当該者は改善更生の決意を新たにする。

また、仕事中心の規則正しい生活を続ければ、気持ちが安定するとともにギャンブル等を考える余裕もなくなる³。規則正しいリズムで生活すれば精神的に安定することを私たちは体験的に理解している。

さらに、仕事中心の生活を続けて職場に定着すれば、職場の同僚等とのやりとりを通じて、健全な労働観、堅実な金銭感覚を徐々に身につけていく⁴。

T. ハーシは、『非行の原因－家庭・学校・社会のつながりを求めて』においてコントロール理論の立場から「社会的なつながり、しぼりにとらわれない人間は犯罪に至る 社会的絆は人をコントロールする」との趣旨である社会的絆の理論 (social bond theory) を提唱している。そして、社会的絆の理論において、社会的絆の要因として、①愛着、②投資、③巻き込み、④規範観念を挙げている⁵。

社会的絆の理論に則して言えば、当該者が「就職して安定した生活を送ること」は、その結果として、①職場の雇用主、同僚等に愛着等の情緒的つながりを感じ、②その職場で就労継続するように努力を続けて“犯罪で失いたくないもの”が見出されており、③仕事中心の規則正しい生活を過ごし仕事に関することで多忙となって余計なことを考える暇がなくなり、④職場での人間関係を通じて社会で一般的な規範意識が内面化され社会適合的な (pro-social) 考え方や行動を自然に受け入れるようになる。つまり、仕事中心の生活を続けて職場に定着すれば、単に経済的な安定が促進されるだけでなく、改善更生が多面的に促進される。

当該者が生活態度を安定させるには、上記の経験を経て、仕事がやりがいになること、「犯罪をするよりも仕事を真面目に続ける方が自分らしい生活だ」と感じられること、職場での新たな人間関係に受け入れられつつ堅実な考え方や望ましい生活習慣を身につけること等が必要であり、それらが改善更生を促進している。

3 例えば、更生保護施設入所当初、同施設の規則等について不平不満を述べていた仮釈放者が仕事を続けてその職場に定着するようになると次第に不平不満を言わなくなることが散見される。かつて、当職はある者にそれを話題にしたことがある。彼が言うには「毎日仕事を続けていると身体も疲れる。するとこれまで不満に思っていた更生保護施設の規則がどうでもよくなるようになった。気にならなくなった」のだという。また、親もとに帰住した仮釈放者で「今の仕事はやりがいもありおもしろいので、仕事のやり方を工夫しようといういろいろ考えるようになった。最近はお酒の飲みに行くこと等余計なことは考えなくなった」と述べる者もいる。保護観察の実務上、仕事中心の規則正しい生活を続けることで、当該者が精神的に安定する態度が見られるとともに、不良交友、ギャンブル等の問題から回避できるようになることはしばしば確認できる。当然ながら、保護観察を受けている者にも仕事中心の生活態度を続けていても他罰的な受けとめ方が強く、不満不平を述べ続ける者がいる。そのような者であっても仕事を継続している時期の方がトラブルは少ない。

4 健全な労働観は、講話や体験談の聴講、保護観察官等の教示によって内面化されない。自らの体験、重要な他者とも言える周囲の者たちとのやりとり、その者たちからの影響等、社会的体験を積み重ねることで内面化される。理屈や教示ではなく体験によって、つまり、健全な労働観で就労をしている人たちに接し、その人たちの言動を見て、そして、その人たちの生き方に対して「悪くないな」と肯定的な評価をして、その人たちの言動をモデルにすることで徐々に内面化されていく。堅実な金銭感覚も同様である。収入に応じた支出行動を身につけるには、自身のこれまでの浪費傾向を振り返り不適切な支出要因がどこにあるのか理解することが必要であると同時に、健全な金銭感覚を身につけている人が身近なモデルとして存在し、日常的に堅実な支出行動について会話をすることでその感覚が内面化されていく。健全な労働観や金銭感覚は毎日の生活態度や人間関係を積み重ねながら身につく。

5 T. ハーシ著『犯罪の原因－家庭・学校・社会とのつながりを求めて』pp8-10 pp29-48

③ 周囲に理解者、協力者がいるならば、 窃盗事犯者の改善更生は促進される

『平成21年版 犯罪白書』が指摘する第2の更生要因は「周囲に理解者、協力者がいること」である。

ところで、「周囲に理解者、協力者がいる」という意味は、客観的にそのような存在がいるということではない。客観的にそのような存在があり、かつ、当該者がその存在に対して「ありがたい」等と何らかの感謝の念を抱くことが要件となる⁶。当該者本人を支えてくれる存在があったとしても、当該者がそれを当然と受けとめているうちは改善更生の端緒になりにくい。

改善更生の端緒とは、第1に、このままでは自分はダメになる、今の自分は家族等周囲の人たちから見捨てられても仕方ないと危機意識を感じることに、第2に、その危機意識を抱いている時期にタイミングよく周囲の者が当該者に手を差し伸べることに、それによって当該者に感謝の念、周囲の者の厚意を裏切れない等の義理の念が生じること、である。そ

れら要因によって改善更生は促進される。

当該者を引き受けてくれる家族や知人の存在は大きい。第1に、真面目に生活しようと決心した時、当該者を引き受け、住居を用意し、当面の生活の面倒を見てくれる環境が整わなければ社会への再統合に向けた再スタートが切れないからである。第2に、当該者に親和している家族⁷、知人（親友、恋人）がおり、その人たちを失いたくない、その人たちの信頼を裏切りたくないと感じていれば、その思いが再犯を回避させ、改善更生への努力を促すからである。

また、当該者の前歴を知っており、かつ、信頼できる友人又は恋人の存在も大きい。前歴を知られるかもしれないと不安を感じることなく、安心して語ることができる相手がいれば社会的に孤立するリスクは低くなるからである。そして、その友人又は恋人は、時として当該者が健全な社会生活を過ごす上でその導き手にもなるからである⁸。

さらに、精神的な支えとなる者の存在は重要である。周囲の理解者と協力者は、不安や問題が生じたときの身近な相談相手でもある

6 ある仮釈放者はそれについて「何度も事件を起こしている自分は両親から見捨てられても当然と思っていた。ところが、拘置所でするように思っていた時、両親がわざわざ拘置所まで面接に来てくれた。そして、自分のことを心配してくれた。嬉しかった。家族の気持ちを考えると、これ以上迷惑をかけられない」と、更生の決意を強めたエピソードを端的に述べていた。別の仮釈放者は、そのエピソードとして、受刑中、幼少時から自分を可愛がってくれた祖母（愛着のある親族）の最期に立ち会えなかったことにショックを受け、それが今回危機意識を募らせたきっかけになったと耳を赤くしながら語っていた。既に死去している祖母であっても本人にとって愛着があると感じられる人であるならば、改善更生の端緒となり得る。

7 実務経験上、子どもの存在を改善更生の支え、励みにしている仮釈放者は少なくないように見える。ある仮釈放者に現在の生活を安定させている理由を問うたところ「仕事から帰ると、子どもが自分にしがみついて離れない。子どもから「もうどこにも行かないで」と言われている。子どものその姿を見ているともう悪いことはできない。今度刑務所に入ったなら子どもにもそれが知られてしまう。まだ家族から信用されていないが家族を裏切りたくないと思う。今は夜出歩いていない」と述べていた。彼は、社会生活で何を大切にすべきか価値観を変えており、子どものために日常生活での行動パターンも変えているように見えた。

8 19歳のある仮退院者から聞いたことである。彼は15歳から地元の暴走族に加入していたがそのまま地元に残ればその暴走族の後見者である暴力団への加入を勧められるためしばらく地元を離れることとした。その間に普通のOLと交際を開始したという。彼女は彼の少年院入院歴も承知していた。彼は暴走族から離脱していたがまだ暴走族気質が抜けておらず、彼女と外出中、禁煙場所で喫煙してホール係員から注意されるとガンを付け、コンビニ店員の対応が悪いと感じると威圧的態度をとる等暴走族時代の言動をしてしまうことがしばしばあった。すると、彼女がその都度、「喫煙場所でタバコを吸うのが悪いのだから、注意されて怒るのはダメ」「今の目つきはおかしいよ」と助言をするのだという。彼女の助言と指摘を受けて、彼は日常生活での社会適合的な行動と態度を身につけるよう努力していた。このように日常的なマナー等は身近な重要な他者からのリアクションによって習得していく。

とともに、当該者にとって物心両面での支えや励みである。

社会的絆の理論に則しても、総じて、理解者及び協力者の存在が改善更生を促進する。

それ故、換言すれば、そのような理解者や協力者がいない者は社会への再統合において大きなマイナス要因を負うこととなる。実務上の印象に過ぎないが、再犯を反復している者たちには、相談相手がない者又は相談をする習慣に乏しい者が想像以上に多い。

④ 頼るべき人がいない刑務所等出所者の受け入れ先として、更生保護施設、自立準備ホーム、自立更生促進センターがある

刑事施設から釈放された者が真面目に生活しようと決意したとしても、頼るべき人や住居等生活基盤がなければ社会復帰の糸口をつかめない。例えば、ハローワークに向向いても住所や連絡先がなければ就職は困難である。住所もなく今後の見通しがなければ次第に真面目に生活しようという決意も薄れていく。

そこで、更生意欲はあるが頼るべき者又は帰るべき場所がない者を引き受けて、社会への再統合の機会を準備する施設として、更生保護施設等がある。例えば、平成22年には、仮釈放者14,427人のうち23.4%の者は更生保護施設へ帰住している⁹。仮釈放者のうち親族又は知人のもとへ帰住できる者は4人中3人ほどである。つまり、3,400人弱の者は更生保護施設がなければ仮釈放の機会を得なかった

こととなる。

更生保護施設のほとんどは更生保護法人が運営している民間の施設である。平成23年4月現在、全国に104施設、定員は男性(成人と未成年を含む)2,148人、女性(成人と未成年を含む)181人である。

近年、更生保護施設に入所希望をする者が多いため、平成23年4月から「緊急的住居確保・自立支援対策」が開始され、「自立準備ホーム」と呼称される施設での受け入れも開始されている。この施策は、保護観察所が、宿泊場所を管理しているNPO法人、社会福祉法人等の民間団体に対して宿泊場所の提供と自立のための生活指導(巡回生活支援)の他必要に応じて食事の給与を委託するものである。

また、全国に2か所、国立の更生保護施設というべき、自立更生促進センターがあり(福島県、福岡県)、親族のもと又は民間の更生保護施設では受け入れと適切な処遇が困難である刑務所等出所者を仮釈放期間中に限り受け入れる態勢としている。

しかし、現在のところ、刑事施設から釈放されたものの頼るべき人がいない者の受け入れ先として主要な役割を果たしているのは更生保護施設である。そこで、更生保護施設での指導を概観しつつ彼等の改善更生を促進させる指導について言及する。

⑤ 頼るべき人がいない刑務所等出所者の改善更生を促進させるためには多層的な指導と支援が必要である

更生保護施設に入所した者にとって、就職

9 法務省法務総合研究所編「平成23年度版 犯罪白書」p75

して自立資金を貯めることが社会への再統合のための第一歩である。そこで、更生保護施設等では早期就労、就労継続に力を入れる。前述のとおり、就労継続が改善更生の促進に重要だからである。

一般に、更生保護施設は、前歴にこだわらず、今現在、当該者に就労意欲と就労能力があるか否かを評価して雇用を検討してくれる協力的な事業者と連携している。当職の実務感覚として、その事業者の業種としては、建設業、製造業が6割から7割を占めている印象であるが、職種を選ばなければ当該者は早期に就労できる。

ところで、当該者を採用するに当たって健康診断を義務づけている事業所は多い。健康診断の費用は地域によっては1件1万円弱を要するところ、ある医療団体は、独自事業として、更生保護施設入所者に対する健康診断を無料で実施しており、さらに更生保護施設入所者が怪我、疾病を患った時、無料で必要な医療措置を提供している。それらも当該者の改善更生を促進させる上で大きな支援になっている。

また、更生保護施設等に入所する者は、所持金が2～3万円しかないのみならず、衣服、着替えの下着さえ用意していない者も少なくない。当該者には支援又は協力してくれる者がいないので釈放前に衣類の差入れもないためである。そこで、従前から、更生保護女性会が日常的に更生保護施設等に下着、ソックス、ワイシャツ、スーツ等衣類を寄付してい

る。それらも当該者の改善更生を促進する上で重要かつ不可欠な支援である。

頼るべき人がいない者には、これまでの生活歴等によって、社会的なマナーを身につける機会がなかった者、時間管理や金銭管理等社会生活に必要なスキルを身につけていない者、さらに飲酒やギャンブル等の問題を有している者等もしばしば見られる。それゆえ、改善更生を促進するには、住居や就労先を確保する他、安定した生活を保持させるためにそれら指導も不可欠となる。

そこで、更生保護施設では、入所者に宿泊場所や食事の提供をする他、居室の清掃、あいさつ等の日常的な指導、金銭管理の指導をしている。酒害・薬害教育を実施し、対人関係を円滑にするための対応を習得させるSST(生活技能訓練)を指導している施設もある¹⁰。やや古いデータだが、平成20年度、23の更生保護施設で酒害・薬害教育を実施し、40の更生保護施設でSSTを実施していた。つまり、社会への再統合の促進には、住居や就労先の確保、上記のような日常的な指導、問題性に応じた専門的処遇等、多層的な働きかけが必要である。

⑥ 改善更生を促すには、社会生活において自律的に行動するスキルを高めなければならない

更生保護施設に入所する刑務所等出所者には多層的な働きかけが必要であることは前述のとおりである。当該者には、社会生活に

10 更生保護施設におけるSSTは1994年から取り組まれている。そのSSTのテーマは、就職採用面接を受ける、職場で人の話の輪に入る、仕事のミスを謝る、借金の依頼を断る、計画的に所持金を遣う、等多種多様である。前田ケイ著「生きる力をつける支援のために一保護司面接のためのSSTマニュアル」pp136-137

において自律的に行動するスキル、つまり「社会で自活していく力とスキル」が十分でなく、更生保護施設を退所後、社会生活の維持に苦勞する者が散見される。

日常生活での何気ない積み重ねが、健全な社会生活を保持し再犯を回避させる。そこで、当該者の社会生活を安定させ改善更生を図るためには、住居や就労先を提供するだけでなく、当該者本人の社会復帰への動機付け又は更生の意欲を保持させる指導に加え、前述のとおり、当該者の自活する力や社会的なスキルのレベルを査定してそれらを上めるような濃密な指導や支援が必須となる。自活する力や社会的なスキルとは、具体的に言えば、規則正しい生活リズムを保つ生活習慣、居室の清掃等の最低限の家事力、スケジュールどおりに行動する時間管理力、一定の収入で生計を維持する金銭管理力、日常的なあいさつ、相手に依頼するやり方、依頼・誘いの断り方、職場を欠勤する際に電話で事情を説明するやり方、仕事上での質問するやり方、何か困った時に他者に相談する習慣、相談のやり方、不義理に対して相手に謝罪するやり方等々である。文字どおり「社会生活において自律的に行動するスキル」でもある。

上記に挙げた社会的スキルの例は、安定した社会生活を続けている市民一般にとって、社会人として日常生活をする上で自然に習得

しているべきものであり、それらを敢えて「自活する力、社会的スキル」と呼ぶほど仰々しいものには見えないであろう。

しかし、市民一般にとって当然に習得しているものを習得していないがために、当該者たちはしばしば安定した日常生活を保持できない。改善更生の決意を高め、住居が確保され、就労を開始したとしても、次第に社会生活が行きづまり社会へ再統合されないこともある¹¹。

当該者に対する指導は、ある意味、学力の低い生徒に対して当該学年に応じた授業をするのではなく、当該生徒の学力を査定してそれに応じた教育をしなければ当該生徒の学力を高められないことに類似しているかもしれない。例えば、算数・数学で当該生徒がつまづいた単元を特定し、その単元を理解させるところから再スタートしなければその生徒の数学力を高められない。

同様に、刑務所から出所する者に対しても、当該者の犯罪につながるような日常生活上の問題点は何か、上記のような社会的スキルのうち何が足りないために日常生活でトラブルが生じがちとなるのか、そして、何が足りないためにそのトラブルに適切に対処できないのかを特定する。その上で、レベルに合わせた指導をしなければ当該者はそれを習得できない。換言すれば、当該者を「甘やかす」のではないが「個別で親身な指導」が必要となる。

11 ある仮釈放者がコツコツと作業に取り組む力、勤勉な就業態度を有していたとしても、前述の社会的スキルのうち、例えば、依頼・誘いの断り方、何か困った時に他者に相談する習慣等が足りなければ、日常生活でトラブルを生じさせがちとなる。そして、困ったことを先送りにする傾向があればそのトラブルを適切に対処できないがために、市民一般から見ればささいなトラブルを不用意に大きくした挙句、失職することもある。つまり、勤勉な就業を続ける力があっても、それだけでは社会生活を続けられない。残念なことに、そのような事例は少なくない。その者が再犯をしない決意又は変わろうとする決意を示すものの具体的な対処方法を習得していないことが彼の課題であり、いかにそれを彼に習得させるかが処遇する側の課題である。そこで、例えば、彼に対して、そのトラブルに対処する手順を時系列に、かつ、具体的に教示し、時には彼と一緒に協働的に行動する等の配慮もして、彼が新たな行動パターンを実行できるように指導する。

⑦ 更生保護施設等から自立する際、孤立しない何らかの人間関係もあった方がよい

更生保護施設入所者等には、その枠組みに順応できずに途中で同施設を退所する者もいるが、多くの者は更生保護施設のルールを守りながら自立資金を得ていく。

しかし、更生保護施設等から自立退所する時又は退所後、当該者はさまざまな課題に直面する。

第1は、退所先である住居確保に関することである。アパート契約する場合、親族等に保証人を頼めない者が多い。保証人不要の物件はあるが、地域によっては現在もしばしばアパート契約には苦慮している¹²。

第2は、自律的に行動するスキルに関することである。単身生活をする場合、金銭管理能力、家事等自活生活に必要なスキルが不足しているため、徐々に退所後の生活に行き詰まる者が見られる。更生保護施設入所中は同施設職員が当該者の所持金を管理し、当該者に居室の清掃、洗濯等の指導をする。起床時間、門限、就寝時間も決まっている。従順な者はその管理又は指導を受け入れているので同施

設入所中は問題なく過ごすことができるけれども、同施設退所後、当該者に日常的な指導をする者はいない。そのため、自律的に行動するスキルが十分ではないと徐々に生活態度が崩れ、生活費に窮する結果となる。

第3は、退所後の精神的な支え、励みに関することである¹³。更生保護施設等に入所中は問題なく生活を続けるけれども、退所後、単身生活を続ける中で、寂しさが生じ、生活の張りを見失って飲酒、ギャンブル等に耽溺する者、また、次第に金銭的に困窮する者が散見される¹⁴。

つまり、更生保護施設等を退所した後、当該者には住居、仕事、貯金、自活に必要な生活スキルに加えて、物心両面の支え、日常的な張り、励みも必要となる。そのためには、社会的に孤立しないような人間関係が不可欠であり、かつての人間関係の回復又は新たな人間関係等、当該者を受け入れる健全な人間関係が不可欠と言える。

おわりに

頼るべき人がいない者に対して、再犯を防止し社会への再統合を促進するには住居の提

12 保証人協会等を活用すれば保証人は不要となるが、地域によっては保証人協会に加入するために別途保証人を立てることが要件とされることもある。また、保証人不要の物件と表示しつつも連絡先となる親族がいること及びその親族の同意が要件とされることもある。そのため、親族と疎遠であり、かつ、協力を得られる知人がいない者は自力でアパートを確保できない場合がある。

13 小長井(2009)によれば、オランダの元犯罪者を支援するある中間施設が4つの短期処遇目標を掲げている。4つの短期処遇目標とは、①自立生活、②就労、③関係性、④人生の意義が設定されていることである。4つ目の人生の意義とは「宗教、家族、スポーツ、趣味等人生に意味を与え気持ちの拠り所になるものを得る」との意味である。退所後の精神的な支え、励みとは4つ目の人生の意義に相当するものと言える。

小長井賢與「更生保護と元犯罪者の社会への再統合」日本犯罪社会学会 編「犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン」現在人文社(2009年) p101

14 更生保護施設入所中、真面目に就労し同施設のルールを守り、浪費することなく自立資金を貯めて自立しても、数年後、再犯をなし、再度、更生保護施設への帰住を希望する者が時々見られる。社会への再統合には、住居、仕事、社会的スキル、それら以上の何らかの要因が必要となる。それに関して、ある仮釈放者は、退所後も安定した生活を保持する条件として、まず、ア. 仕事があること、イ. 自立資金が整っていること、ウ. 犯罪を起こして嫌な思いをしたことを忘れないことを挙げた。さらに、彼はそれに加えて、エ. 自分の支援者(協力者)がいること、オ. 具体的な生活目標を決めていること、カ. やる気を失わない生活スタイルができており(自分の現状を惨めと思わず)自分にパワーがあることを挙げていた。社会生活を続ける意義・生きがいを見つけていることは心の張りにつながり、支援者がいれば社会的な孤立に陥らない。その仮釈放者は、社会とのつながりを保持するためにボランティア活動に参加することも真面目に考えていた。なお彼には安定した社会生活を続けた体験があった。

供、就労先の確保は不可欠である。ただし、それだけでなく、医療面での支援、衣服等の提供等多くの支援が必要となる。

さらに、日常生活での何らかの困難場面において当該者が適切にその問題を解決できるには、当該者が犯罪に親和的な自らの考え方や行動パターンを理解しそれらが再犯の要因になることを認識してそれらを変容するとともに、相談に応じて当該者に助言をする者の存在も欠かせない。そして、当該者が安定した社会生活を保持するには、既に述べたとおり、多層かつ多様な指導も必要となる。

当然であるが、そのような指導と支援をしたとしても、当該者全員が社会へ再統合されるわけではない。再犯に至る者もいる。例えば、平成18年の刑務所等出所者(30,584人)のうち、同年から22年末までに刑務所等に再入所した者の累積は、平成18年の仮釈放者(16,081人)の30.1%、同年の満期釈放者(14,503人)の53.4%である¹⁵。

けれども、前述の指導と支援がなければ、誰も社会へ再統合され得ない。頼るべき人がいない刑務所等出所者のうち、社会復帰の意欲を有する者が必要な指導と支援を受けつつ努力を続け、新たな人間関係を築いてこそ、社会に再統合される。

更生保護官署の責任と役割は、そのような

意欲を有して努力を続けられる者を適正に選定して彼らにそのチャンスを与えること及び彼らの実情に応じて適切な処遇を行うことである。それに加えて、彼らが社会へ再統合されるプロセス又は再犯に至るプロセスを地域社会に伝達すること、つまり、頼るべき人がいない刑務所等出所者のリアリティを社会に広報する責任と役割も負っている。

引用・参考文献

岩戸顕「豊かな人間性の回復を目指して 再犯しない自立への道～備作恵済会古松園における集団処遇について」『更生保護と犯罪予防』No154更生保護法人日本更生保護協会(2011年)pp144-156

北澤信次「犯罪者処遇の展開 保護観察を焦点として」成文堂(2003年)

北島英治他編「ソーシャルワーク実践の基礎理論」有斐閣(2002年)

小長井賀典「更生保護と元犯罪者の社会への再統合」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現在人文社(2009年)pp100-114

生島 浩他編『非行臨床の実践』金剛出版(1998年)

津富 宏「犯罪者処遇のパラダイムシフト 長所基盤モデルに向けて」日本犯罪社会学会編『犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト』現在人文社(2011年)pp62-77

トラヴィス・ハーシ、森田洋司他監訳『非行の原因 家庭・学校・社会のつながりを求めて』文化書房博文社(2010年)

浜井浩一「実証的刑事政策論 真に有効な犯罪対策へ」岩波書店(2011年)

法務省法務総合研究所編『平成23年度版 犯罪白書』(2011年)

松本 勝編『更生保護入門』成文堂(2009年)

15 法務省法務総合研究所編『平成23年度版 犯罪白書』p168

英文タイトル

What facilitates a Ex-prisoner without any Dependable Human Relations to be reintegrated into the Community

Hitoshi Miyake

Keywords : social bond, skill in acting autonomously, mental support or encouragement after leaving the halfway house